

若桜町監発第 37 号
令和元年 1 2 月 4 日

○若桜町長 矢部 康樹 様
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 谷口 秀昭

同 山本 安雄



定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和元年 1 1 月 2 8 日 (木)
- 2 実施場所 役場 3 階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲
 - (1) 平成 30 年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見のうち、留意、検討を要する事項に係る検討結果及び今後の改善実施計画等についての意見交換 (総務課、ふるさと創生課、にぎわい創出課、農林建設課)
 - (2) 農林建設課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
 - 本町の林業・木材産業の現状と今後の活性化について
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 3 (1) について
平成 30 年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見のうち、留意、検討を要する事項に係る検討結果及び今後の改善実施計画等は、効率的に組織運営がなされ、法令を遵守して事務事業が執行されているか。
 - (2) 3 (2) について
事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 5 監査の結果
 - (1) 3 (1) について
留意、検討を要する事項について、検討結果及び今後の改善実施計画等の報告に基づいて各課と意見交換を行った。中には、実施方法を検討中のものや、検討が必要と思われるものが見受けられる。

各課連携のもと、それぞれ報告のとおり適切かつ着実に事業執行に努められたい。

(2) 3 (2) について

新しい森林管理システムについて説明を受けた。関係者への説明を行うと共に確実に実行されることを期待する。

以上